

鳥取市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第54号

### 鳥取市職員給与条例の一部を改正する条例

鳥取市職員給与条例（昭和26年鳥取市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第6項中「（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては、3号給）」を削り、同条第7項を次のように改める。

7 次の各号に掲げる職員に関する第4項の規定による昇給は、前2項の規定にかかわらず、第4項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 60歳（規則で定める職員にあっては、61歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員
- (2) 一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員

## 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。